<table>
<tr><td colspan="5">航 空 自 衛 隊 仕 様 書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種 類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装 備 品 等 仕 様 書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">個 別 仕 様 書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">仕 様 書 番 号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品 名
又は
件 名</td><td colspan="2" rowspan="6">----------
通信電子機器カタログ製品</td><td colspan="2">C&LPS－E00036－11</td></tr>
<tr><td>大臣
承認</td><td>平成 年 月 日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>昭和 42年 5月 30日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成 13年 4月 2日</td></tr>
<tr><td>平成 19年 4月 20日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>補 給 本 部</td></tr>
</table>

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で使用する通信電子機器（気象観測機器及び写真用器材を含む。）のうち，カタログ製品（以下，“製品”という）について規定する。

1.2 調達品目・数量

調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS－Y00007によるほか，次による。

1.3.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって，当該製造会社名等と品名，形式等を指定することにより，製品の品質，形状，性能その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は，この仕様書に規定する内容が優先する。

a) 仕様書

品　　名	通信電子機器カタログ製品

C&LPS－E00001　　通信電子関係物品共通仕様書

C&LPS－E00037　　通信電子関係物品包装共通仕様書

C&LPS－Y00007　　調達品等一般共通仕様書

2　製品に関する要求

調達品目表に指示するほか，次による。

2.1　一般事項

この仕様書で調達される製品は，製造会社の規定する仕様及び社内規格により，通信電子機器として十分な機能性能を有し，その品質が保証されていなければならない。

2.2　構造・形状・寸法・質量

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.3　機能・性能

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.4　塗装

製造会社の規定する仕様及び社内規格による。

2.5　製品の表示

調達品目表の該当欄に＃印で示す品目については，C&LPS－Y00007による。

3　監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4　出荷条件

4.1　包装

特に調達品目表に指示する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の表示

包装の表示は，調達品目表に指示する場合を除きC&LPS－E00037による。

5　その他の指示

5.1　提出書類

提出書類は，調達品目表により指示する場合を除き，C&LPS－E00001に基づき，次の書類を提出する。

a)　類別原資料

b)　取扱説明書（会社刊行技術資料）

5.2　附属品・予備品

品　　名	通信電子機器カタログ製品

調達品目表に指示する場合を除き，製造会社の標準品とする。

5.3　設置・調整

調達品目について設置及び調整が必要な場合は，調達品目表により指示する。

5.4　仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は，契約担当官等を通じて調達要求元と協議するものとする。